

市交際費の支出及び公表に関する基準

1 趣旨

この基準は、市として対外的に交際するために必要な経費（以下「市交際費」という。）の適正な支出を確保するとともに、透明性の向上を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定める。

2 市交際費の支出

市交際費の支出は、その相手方及び内容が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行い、必要最小限の支出に努める。

3 支出区分及び支出基準等

市交際費は、次の各号に基づき支出する。

支出区分	支出内容	支出基準
慶 祝	叙勲受章、壮行会、祝賀会等への出席に係る経費等	会費又は会費相当分
弔 事	葬儀等における香典、供花等に係る経費等 ※対象者の範囲及び内容は別表のとおり	社会通念上妥当と認められる範囲内で相当とする額
会 費	懇親会、新年互礼会、総会等への出席に係る経費等	会費又は会費相当分
賛 助	大会や行事への賛助に係る経費等	社会通念上妥当と認められる範囲内で相当する額
その他	上記以外のもので支出の目的に照らし合わせて特に市長が必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内で相当とする額

4 公表に関する基準

(1) 市交際費の執行状況について、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2

号) 第7条第1号に掲げる個人に関する情報を除き、次に掲げる事項について公表する。

①支出年月日

②支出金額

③支出内容

(2) 市交際費の執行状況の公表は、毎月、当月分を翌月末までに行う。

ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、これらの日の前日までに行う。

(3) 市交際費の執行状況の公表は、市ホームページへの掲載により行う。

(4) 公表の期間は、支出のあった日の属する年度以降10年度を経過した年度までとする。

5 見直し

この基準は、市長交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

7 適用

この基準は、令和3年8月2日から実施し、同日以降に支出する市交際費について適用する。

別表 弔慰に係る交際費の対象の範囲及び内容

対象者	続柄	内容
箕面市有功者	本人	香典、供花
	親族	供花
箕面市議会議員	本人	香典、供花
	親族	供花
箕面市行政委員会の委員等	本人	供花
	親族	供花
箕面市特別職	本人	供花
	親族	供花
箕面市職員	本人	供花
他市長、他町長（北摂6市3町）	本人	供花
他副市長、他副町長（北摂6市3町）	本人	供花
地元府議会議員	本人	香典、供花
	親族	供花
地元衆議院議員	本人	香典、供花
	親族	供花

(注意)

- ・「親族」とは、配偶者、子、父母、同居する配偶者の父母を指す。ただし、必要な場合は本人及び配偶者の2親等内まで対象とすることができる。
- ・「行政委員会の委員等」とは、教育委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員、人権擁護委員、顧問弁護士を指す。